

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷三十二第

行發日一月十年五十五正大

論叢

「中庸」に見はれたる經濟思想教授 法學博士 田島 錦治

經濟議會の一種と獨逸經濟委員會教授 法學士 森口 繁治

不在者課稅論教授 法學博士 神戸 正雄

流通過程に於ける酒稅の轉嫁助教授 法學士 沙見 三郎

時論

輸出信用保險について教授 經濟學博士 小島昌太郎

講演

現今に於ける爲替相場の變動横濱正金銀行 法學士 水津 彌吉

說苑

我國財政の變遷教授 經濟學博士 本庄榮治郎

琉球の慶長役以前教授 法學博士 山本美越乃

雜錄

資本利子稅の客體に就て和歌山高等商業學校 教授 經濟學士 小山田 小七

徵兵制度反對宣言に就て助教授 法學士 作田 莊一

實際賃銀と其測定講師 經濟學士 蜷川 虎三

法令

鐵大勞役扶助規則中改正・造幣局合金製造規則・畜產物販賣斡旋及受托販賣獎勵規則・水產增殖獎勵規則

(禁轉載)

經濟議會の一種としての獨逸國經濟委員會

森 口 繁 治

現行獨逸國憲法第百六十五條は次の如き規定を有する。

第一六五條 勞働者及被傭人ハ同等ノ權利ニ於テ企業者ト共ニ賃銀及勞働條件ノ規律並ニ生産力ノ總體的經濟的發達ニ參與スルモノトス、双方ノ組織及其協定ハ承認セラレ

勞働者及被傭人ハ其社會上及經濟上ノ利益ヲ防護スル爲メ企業勞働者委員會並ニ經濟區域ニ從テ分タルル地方勞働者委員會及國勞働者委員會ヲ其法律上ノ代表者トナスモノトス

地方勞働者委員會及國勞働者委員會ハ企業者其他關係アル範圍ノ代表者ト合同シテ總體的經濟的任務ヲ遂行シ及社會化的法律ノ執行ニ協力スル爲メ地方經濟委員會及國經濟委員會(Raichs-Instanzrat)ヲ組織ス、地方經濟委員會及國經濟委員會ノ構成ハ總テノ重要ナル職業的團體ガ共有スル社會上及經濟上ノ重要ニ應ジテ其所ニ代表セララルモノトナスコトヲ要ス

基本的意味ヲ有スル社會政策的及經濟政策的法律案ニ就テハ政府ハ之ヲ法律案トシテ提出スルニ前ダテ國經濟委員會ノ審議ニ付スベシ、國經濟委員會ハ自ら此種ノ法律案ノ提議ヲナスノ權利ヲ有ス、國政府ハ之ニ同意セザル場合ニ於テモ仍自己ノ意見ヲ添ヘテ之ヲ國議會ニ提出スルヲ要ス、國經濟委員會ハ其委員ノ一人ヲシテ國議會ニ於テ其提案ヲ代表セシムルコトヲ得

勞働者委員會及經濟委員會ハ其指定區域内ニ於テハ監督及行政ノ權限ヲ附與セララルコトアルベシ
勞働者委員會及經濟委員會ノ構成及職務並ニ此等ノ會議ガ他ノ社會的自治團體ニ對スル關係ノ規定ハ專ラ國ノ立法事項ト
ス。

本條はマンローも云ふが如く、²⁾ 常に新獨逸國憲法中最長の條文として興味あるのみでなく、新獨逸國憲法の一の特色である國民の經濟生活に關する規定中最も重要視すべき一の規定であつて、考察すべき種々の重要な點を有つて居る。併し其最も重要な點は謂ふ迄もなく經濟的諸勢力を代表する公の機關を作り、社會的及經濟的關係の規律に參加せしめ、其規律を統一的ならしめんとした點にある。此點は戰前の各國憲法には曾つて觀なかつた所であつて、確かに現代に於ける各國憲法の發達に就て一の重要な目標を示したものと解することが出来る。現にユーゴースラヴィア、ポーランド、ダンチヒ等が既に其憲法の中に、³⁾ 社會的及經濟的立法に就ては經濟委員會又は各種の職業團體を組織して之に參加せしめる旨規定して居るのは此獨逸憲法の影響であること考へることが出来るのである。

然るに本條は右に掲げたる規定自身の示すやうに此種の公の機關として二種の機關を作つて居る。即ち一は勞働者委員會であつて、他は經濟委員會である。何故にかくの如き二種の委員會を作つたかは本法制定の當時其國民議會(Nationalversammlung)に於て言明せられた所に依つて明か

1) 土橋氏、世界各國憲法、一九〇頁參照。

2) Munro, The Governments of Europe, 1925 p, 642

3) ユーゴースラヴィア憲法第四十四條、ポーランド憲法第六十八條、ダンチヒ憲法第四十五條第一百四條。

であつて、Sinzheimer は此國民議會に於ける其報告者として、其七月二十一日（一九一九年）の本會議に於て、本條制定の主旨を次の如くに説明して居る。⁴⁾

「經濟生活に於ては對抗と協同とが存する。而して吾人の經濟生活の中に存在し、吾人の看過し得ざる對抗は勞資間の對抗である。然るに資本家的利益は商業會議所其他に於て其公の代表機關を有つのであるから、勞働者の側に就ても、總ての勞働者及使用人を包括して之を代表する特別の公の代表機關を作ることが必要である。此代表機關の使命は勞働階級を勞働階級として其總ての利益を組織的に公の代表機關を通じて表明することにあらねばならぬ。此公の代表機關が即ち勞働者委員會である。即ち此委員會は一面的利益を代表するものであり、其目的は勞働階級の經濟的勢力を増進し、實現するに在る。併し經濟生活には單に對抗のみが存するのではない。其所には亦協同が存するのである。而して此協同は僱主と被僱人とが生産に就て有する共同の利益を基礎とする。經濟委員會の使命は、勞働者委員會のそれは反し、此僱主と被僱人との双方に等しく歸する「生産義務」を實現するに在る。故にそれは、生産上の總ての利益を満足せしめねばならぬ、又生産を増加し、生産費を減少し、出來得る限り社會的利益に従ひ生産を規律するやう、生産に關與する總ての分子をして生産に協力せしめねばならぬ」

此言明に依つて明かであるやうに勞働者委員會は勞資の對立あることを前提とし、其協定をな

4) Hatschek, Deutsches und preussisches Staatsrecht Bd. I, 1922 S. 131; Brunet, La Constitution allemande du 11 aout 1919, 1921 P. 224

さしむることを目的として設置せられたものであるに對し、經濟委員會は其共働關係に着眼し、一國の生産を合理的ならしめ、其生産を増進することを主眼として設置せられたものであることが明かである。故に前者は「企業者ト同等ノ權利ニ於テ賃銀及勞働條件ノ規律並ニ生産力ノ總體的經濟的發達ニ參加」すると規定せられて居るのであるが、其生産に對する關與は企業の經營に就て從來の如く之を資本家の獨裁に一任することを是認する主義を捨てたと云ふことに歸着するのであり、即ち主として資本家に對する關係に於て之を考へるべきであると解せられるのである。換言すれば勞働者に對しても企業に就て所謂 *Mitbestimmungsrecht* を認めたと云ふことになるのであり、是れに依つて企業の支配が *Hatschek* も謂ふやうに謂はゞ專制君主制 *absolute Monarchie* から立憲君主制 *Konstitutionelle Monarchie* に移つたと解せられるのである。⁵⁾

而して此ことは生産に對する勞資の關係の新たな規律として勿論重要な意味を有つことに相違ない。殊に資本家の所有權の關係を度外視し、資本家と勞働者とが同等の地步に於て共同に企業の支配に關與することとした點は、之を從來の法制の下に考へられた一般の勞資の關係と比較すれば、其間に革命的な變化があることは争ひ得ない。或は從來資本家と勞働者との間にあつて、比較的明白ならざる立場にあつたサラリイメンの立場を定め、此等の人々も亦被傭人として、勞働者委員會に依つて代表せられ、勞働者と共に之に参加するものとした點の如きも注目し

5) *Hatschek, a. a. O. S. 132*

値する。⁶⁾

反對に之を資本家に就て謂へば、此規定の結果、勞働者委員と共に、同等の地步に於て、賃銀及勞働條件の規律並に生産力の發達に協力するのは、憲法に依つて課せられた其義務であるを觀ねばならない。即ち其勞働者の委員と共に賃銀及勞働條件の決定に従事するのは從來の如く單に社會的必要に止るものではなくて、法の命ずる所であると考へることを要する。此點から一つても亦此規定は重要な意味を有つものであると謂へるであらう。

此等の種々の點から重要な意味を有つのであるから、此勞働者委員會の構成及職務、或は此委員會と勞働組合との關係等は一つの興味ある問題であるが、茲ではかくの如き勞働者委員會に關する問題は之を別にし、右の一六五條に規定せらるゝ委員會中、特に一種の經濟議會として各國の人々から注視せられて居る國經濟委員會に就て其職務及構成を知らうとするのである。

二

國經濟委員會の職務及權限は大體右の憲法第六十五條に規定せられて居るのであつて、「總體的經濟的任務ノ遂行ト社會化的法律ノ執行」に對する協力である。總體的經濟的任務の遂行と云ふ言葉は頗る漠然たる言葉であるが、同條第四項に依れば「基本的意味ヲ有スル社會政策的及經濟政策的法律案」に就しては政府は議會に其法律案を提出するに前だも國經濟委員會の審議に付す

6) Finer, Representative Government and a Parliament of Industry, 1923

べきものとし、又國經濟委員會が自ら此種の法律案の提案權を有つものとして居るのであるから、主として一般的な基本的な意味を有する社會的經濟的立法に關與するものであることが自ら明かである。又 Sinzheimer の報告に依つても明かであるやうに生産に關係ある各分子の協力に依つて生産上の總ての利益を満足することを其目的とすると云ふのであるから、法自らが「社會化的法律の執行」に對する協力を其任務として示して居る點と關聯して之を考へると、所謂「總體的經濟的任務ノ遂行」には亦生産の社會主義的管理に對する必要な協力を含むことが亦明かであると考へられるのである。右の第六十五條第五項が此委員會に對し行政上の權限を附與することある旨規定して居るのも自ら此關係を示すものと解することが出来るであらう。

故に此會議の職務は大體之を二種に分けることが出来る筈である。即ち一は一般的な基本的な意味を有する社會的及經濟的立法に對する參加であつて、他は社會化的法律の執行又は社會主義的生産の管理に對する實際的關與である。

次に、國經濟委員會の此社會的及經濟的立法に對する關係は既に掲げた條文の明かに示すやうに顧問的機關として働く關係にあるに過ぎないのであつて、法律案を法律とするや否やは結局議會の決定する所である。勿論之に審議せしめると云ふことは其意見を尊重すると云ふことが當然豫想せられて居らねばならぬ。而して此意味に於て此機關が一種の經濟議會として一般に重要視

せられて居るのである。併しそれは結局單に諮問せられたる法律案に就て意見を與へ及び法律案の提議を爲し得るのみであつて、法律の制定に對し同意權又は拒否權 (Veto) は全く有つて居らない。故にいかなる意味に於ても議會に對し對立的な地位を有する機關であるとは考へられないのであつて、寧ろ其從屬的な機關であるとしか考へられない。此意味に於て Webb 夫妻がかの「大英社會主義國の構成」の中に提案して居るが如き經濟議會、又は Duguit が其「憲法論」の中に提案して居る職業議院等とは全く其性質を異にするものであつて、議會との關係に於て之を謂へば勿論それは經濟議會又は職業議院と稱するに足る迄の充分の權限を有するものは謂へないのである。

併し近時多くの人々の主張するが如く政治的議會の外に社會的又は經濟的議會を置き、或は政治議院と職業議院とに依つて議會を構成する必要があると云ふことを承認せざるを得ないとしても、其兩者にそれ／＼いかなる權限を與へ、兩者の關係をいかにするかは實は極めて困難な問題であつて、之を並立的な地位に置かうとする限り、或は妥當なる方法はないのではないかと考へられるのである。

例へば今右に掲げた Webb の提案に従ふとすれば、政治的議會の外に社會的議會を設け、兩者を各々並立的地位に置き、別々の事務を處理せしめやうと云ふのである。蓋し Webb の考ふる所

- 7) Sidney and Beatrice Webb, A Constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain, Part II (丸岡氏譯第二編) 參照
8) Duguit, Traité de droit constitutionnel II' 1921 p, 506, et s. 參照

に依れば、現在の政治組織には種々の缺點があるが、其最も重大なる缺點は過去の國家作用を行ふがために作られた制度を以つて現在の國家作用を行つて居る點にある。換言すれば過去の國家の任務は殆んど専ら國防、外交、秩序の維持、裁判の執行、並に此等の作用が必要ならしむる課税に限られて居たのであるが、現在に於ては當に此等の本來の政治的職分が其量に於て大いに増加した許りでなく、更に全く新しい義務の種類が政治的機關に課せられたのであつて、國家は老幼不具者病者に對する施設から、公共衛生に關する組織、或は炭礦運輸の如き産業の支配、教育、發明、研究の促進、保險業貯蓄銀行業家屋衣食の供給の取締、或は物價、地代の決定迄人事の百般に亘つて其統制及管理に従事して居る。而して此等の新しき職分が悉く舊き制度に依つて行はれて居るのである。即ち事務が既に過多である許りでなく、公權力の作用と社會的又は産業的管理の作用が混同せられ、それが同一機關の手に依つて行はれて居るのである。現在の政治組織に於ける一大病弊は全く此點に存するのであつて、是れが現在の制度の能率を害する一大要素である。例へば國會議員に就て謂つても、その人がいかに有能であり、いかに誠實であるにしても、かくの如く異種多様の問題を其多數と共に一時に處理することは恐らく不可能に屬する筈であり、是れ實に今日議院に對し一般をして不信用の念を有せしむるに至つた根本的原因である。故に此政治的制度を改革するが爲には其事務を二分し、本來の政治的事務のみを政治議會及政府の

仕事と心、社會的及產業的管理作用は之を社會的議會 (Social Parliament) 及其執行機關に行はしむべきである、と云ふのである。¹⁰⁾

併し右の提案の如く政治的作用と社會的及經濟的管理作用とを區別し、平等且同格の別の機關をして之を行はしめると云ふ方法は一見容易であるに似て實は極めて困難なる問題を生じ殆んど其實行は不可能である。例へば Webb 自らも認むる如く政治的議會が國防及兵力に關して通過した法律乃至商業及航海、移民及歸化の如き問題に關して爲した諸外國との交渉は社會議會及社會議會の支配に屬する各種の行政團體の產業及勞務の管理に影響せざるを得ないであらうし、反對に此種の管理團體及社會議會の爲した決定の中の或るものは政治議會及政府の權限に屬する事務に影響を與へるであらう。Webb は此種の場合には互に他の承認を求むれば宜いと云ふのであるが、一の機關がかゝる承認を與へなかつた場合にはどうするのであるか。殊に此種の問題中最も困難なるものは財政問題であるが、Webb に依れば租税の算定と徵集とは社會議會に委ねられ、國民的資源から生ずる収入額及公共の管理に委ねられた各種の產業其他の公共事務の貸借對照表と共に、全國的な貸借對照表を作るものとせられて居る。従つて政治議會は其事務に必要な總支出額を決定し、之を社會議會に提出するのであつて、社會議會は之に對しては一部の修正權は有たないで、全體として、或は之を承認し、又は反對することを得るものとするのであり、其

10) Webb, op. cit. p. 72 et seq., p. 108 et seq. 參照

11) op. cit. p. 123

反對の場合に於ては兩議會の間に協議會を開いて決定し、協議會に依つても尙其總額の一致しないときには共同會議を開き兩議會の議員の總投票に依つて決定すべきものであると謂ふのである。恐らく、財政問題のみではなく、重要な共通の問題に就て兩議會の間に意見の相違のある場合には、此種の制度を採る限り、常に此種の方法に依るより外はないであらう。然るにかゝる場合、此共同の會議に於て政治議會の主張が社會議會の議員と政治議會に屬する其政府反對黨との聯合に依つて否決せられることになり得ることは容易に想像せらるゝ所である。¹²⁾然るに此種の場合に政治議會に對し有責任である其政府は其議會に於ける議員多數の意思に反し、いかにして其地位に止り、其政策を行つて行くことが出来るのであるか、全く不可解である。従つて此種の制度は結局國政を破壊する結果になると考へざるを得ぬ。

之に對し Duguit の提案に依れば一個の議會を二院制度とし、一院は平等普通選舉に依つて選ばれた通常の下院とし、他の一院を職能代表制に依り各種の職能團體を基礎として選ばれた議員に依つて構成せられた職業院として、之に現在のの上院に代るべき地位を與へやうと云ふのである。獨逸に於ても、現行憲法制定の當時各派に亘つて存在した經濟議會の賛成者は此提案と同様、政治議院を存置することせば、少くとも之を議會に於ける一院とすると共に、此政治議院と相並んで、各種の企業家と勞働者との双方より選ばれた同數の委員を以つて組織する勞働院を置き、之

12) Laski, A Grammar of Politics, p. 338 參照

13) Duguit, op. cit. p. 506-512.

に政治院と同等の権限を與へるべきであると主張したのである。¹⁴⁾

今此種の提案に従ふとし、職業院に對しては大體現在の上院に相當するが如き地位を與へるものとすれば、既に Webb 案に於て説明したるが如き缺點は之を避けることが出来る。併し其代りに一の議會が一時に總ての問題を處理することから起る Webb の指摘したるが如き缺點は全く除去せられないのみでなく、反對に各種の職能團體の利益の代表者に依つて構成せられる職業院にも總ての問題に關與せしめる結果、却つて公民の一般的利益に關する政治上の問題が職業院に屬する或る特殊利益の代表者に依つてコントロールせられることにもなり得るのである。蓋し此種の議員を職業的基礎に據つて選ぶとし、併も此場合も大體民主的原則に従ふとすれば、勢ひ從業員の多い職業から多くの議員が選出せられることになるであらう。従つて此議院では或る特殊の立場と特殊の利益とを有する人々に依つて他の人々の利益が左右せらるゝことになり得ることは容易に想像し得られるからである。議會に職能代表又は利益代表の分子を加へる必要が是認せられるにしても、右の如き性質を有する議院に對し、下院と同様の一般的な権限を與へることは恐らく妥當を缺くものと謂へるであらう。

尙序であるが、職業院に對し一般的決定權を與へることに對する此非難は、同時に一院制の議會を作り、其議員を専ら職業代表制に依つて選まんとするが如き提案に對しても等しく之を適用¹⁵⁾

14) Brunet, op. cit. p. 104 et s. 參照

15) 例へば Benoit, La crise de l'État moderne, p. 250 et s.

することが出来るであらう。

之を要するに現在の國家に於ける政治機關として單に從來の如き議會制度を有つのみを以つてしては不充分であると考へられるやうになつたのは、Webb も指摘するが如く、本來國家に屬すべき、政治的任務のみではなく、所謂社會的及産業的管理の範圍に亘つて、國家の事務が著しく増加したことに基くのであつて、現在の議會は其各方面に亘つて充分に之を研究し、理解して、それを處理するためには、今のまゝでは不適當でもあるし、必要なる時間も有たないのである。

従つて其改革案としては此種の議會の取扱ふべき事項を制限すると云ふことが確かに一つの方法であるに相違ない。Cole は其機能的社會に於ては數種の職能的組合に共同の問題だけを聯合會又は議會 (Joint Council or Congress) に依つて處理する方法を採るものとして居るのであるが、此提案の如きも議會の取扱ふべき事項を制限すると云ふ方法を探つて居る點に於ては Webb の改革案と其軌を一にして居るものと謂へる¹⁶⁾。併し此種類のの方法に依り現存の制度を大體に於て維持しながら改革案を示すとすれば、恐らく Webb の提案の如くに考へられるのが最も自然の結果であらう。併も此種の方法は既に説明したやうに恐らく其實行が不可能であると考へられる。

之に對し改革の第二の方法としては現存の議會はその儘にし、其不適當なる部分を補ふため、特に社會的經濟的問題を取扱ふに適當なる分子を加へ、之をして議會を助けしめる方法が考へら

16) G. D. H. Cole, Social Theory, p. 135, p. 136 參照

れる。議會を二院制度とし、政治院に對して職業院を對立せしめると云ふが如き考案は即ち此種類の改革案に屬するのである。而して一般に經濟議會設置案として主張せられて居るものゝ多くは此種の提案である。併し此種の職業院設置案にも重大なる缺陷のあることは既に述べた所に依つて明かであらう。

獨逸國新憲法の採用した國經濟委員會の制度は、前にも云ふが如く、多くの人々に依つて、一種の經濟議會と考へらるゝものであるが、其之を採用した理由も亦從來の議會制度では社會的經濟問題の處理に充分ならざる點があるから、職業的基礎に立つ分子を之に加へることに依つて此缺點を補はんとしたのであつて、正しく右の第二の方策に従つたものである。但し此委員會は上に述べたやうに一種の顧問的機關に止るのであつて、求められたる問題に就き意見を與へ、或は建議、提案を爲すことは出来るけれども、直接法律の決定に參與する權限は之を有たないのであるから、從來提案せられたる如き所謂職業院たる性質は有たないのである。従つて實際政治の上に及ばず其影響は間接に過ぎないから、それだけ其存在の意義は減少せられて居ることも考へられないではない。

既に從來の實例に就て觀ても經濟委員會の意見が會ま政府の熱望する所と一致した場合に於ては勿論政府は議會に於ける其多數を動かす、其意見が議會に於て採用せらるゝやう極力助力して

居ることは謂ふ迄もないが一方委員會の意見に對し、政府が必ずしも其實現を熱望しない場合に於ては、政府は其意見の傳達にすら甚だ忠實でなかつたものゝ如くであつて、從來委員會は再三、政府が其意思を議會に傳達しなかつたことを懇へて政府の反省を求めて居るのであり、或は委員會の意思を有効に政府に傳達するため、委員會の委員中の一人を政府委員の中に加へる處置を取らんことを求めて居るのであつて此等の關係から謂つても其關係が間接であるため其實際政治に對する影響の幾分少ないことは否まれない事實であると思ふのである。從來此委員會に依つてなされた無數の建議案の中實際に實現せられたものゝ比較的少ないと云ふ事實の如きも此弱點を示す一の證となし得るであらう。加ふるに各黨派はそれ〴〵選舉民との關係に於て其黨派的利益を考へて行動するのであるから、此關係から謂つてもかゝる間接の地位にある機關の立法に對する影響は必ずしも有力ならざる場合も多いであらう。従つて現に一部には此種の機關の存在を殆んど無意味であると考へて居る人々もないではない。殊に最初に當り有力なる經濟議會の設置を望んで居た人々は此點に此委員會の最も重大なる缺陷が存することを考へて居るやうである。¹⁷⁾

併し乍ら此機關が此從屬的な地位に居ることのために直接法律を其意思に従つて決定し得ないと云ふことから、直に此種の機關の設置が殆んど無意味であるかの如くに解するのは妥當ではない。反對に此種の機關は恰かも斯くの如き地位を與へることが最も適當なのではないかと考へら

17) Finer, op. cit. p. 160

18) Finer, p. 160, p. 191, p. 163

19) Finer, p. 160; Laski, op. cit. p. 83

20) Finer, p. 208

れるのである。換言すれば其所に弱點があることは否まれないにしても、其長所も亦茲に存するのではないかと思ふのである。殊に此獨逸に於ける國經濟委員會は後にも謂ふやうに多くの専門の小委員會に分れ、通常此専門の小委員會に依つて職務を行つて居るのであるが、其働は此種の方法の採用と相俟つて注目に値する良效果を示して居るのであつて、吾人に對し、暗示を與ふる所少くない。蓋し上にも述ぶる如く從來、議院の外に新に職業院を置くとして其最も大なる困難は權力を兩所の間に均等にすると云ふことから起るのである。然るに茲には此對立はないのであるから、それから生ずべき困難は起らないのである。併も從來の議會が一般に經濟問題社會問題の處理に就て無能であると考へられたのは、特に此種の問題を詳細に調査し、研究して、之を處理するに就き、其組織も不適當であるし、時間も充分でなかつたからであるが、恰かも此委員會にはそれ〴〵此種の問題を取扱ふに最も適當なる専門家がある譯であつて、それが別に一の小委員會を作り、必要な場合には委員以外の専門家の意見をも徴して調査研究するのであるし、且其會期が限られて居る譯でもないから其時間も亦不足ではない。従つて從來議會に就て不満とせられた所は丁度此種の會議に依つて充たされる譯である。

此點は此委員會が其成立以來盡した跡を観れば明かであつて、勞働時間法、勞働者委員會法、住宅法等の制定に關する助力を初めとし、外國貿易の管理、戰爭に依る對外賠償問題の處理等多

くの重要な問題に就て有意義なる協力をして居るのである。²¹⁾ 恐らく此種の會議の重要は現在各國に於て政府に従屬して設置せられて居る各種の調査會の必要から推測すれば容易に了解せられるであらう。併も此種の調査會が代議的性質を有せざるに對し、經濟委員會の委員は各種の組織を代表する人々であるから此機關の活用は一國を秩序付け、諸種の勢力を調和せしめる上にも良好なる結果を齎らすものと考へざるを得ぬ。此意味に於て余は從來の制度を大體に於て認め乍らそれに改造を加へる方法としては、中庸の權限しか與へられて居ない此の制度に却つて非常に興味を有つものである。

三

次に此委員會に就ては其組織が亦注目に値する。蓋し從來經濟議會の提案は種々の人々に依つてなされて居るのであつて、此等の提案に於ては、此種の會議が職能的團體を基礎とし、即ち所謂職能代表制に據つて選ばれた議員を以つて構成すべきであると云ふ點に於ては略ぼ一致して居るのであるが、其代表者をいかなる範圍からいかなる割合を以つて選出すべきであるかに就ては一致する所はなかつたのであつて、茲に此種の提案の重要な一の困難が存在したのである。然るに獨逸では之を實行に移したのであるから、其構成は直に此種の新しき實驗として其自身大いなる意味を有つ譯である。

21) 委員會の從事したる仕事に就ては *Finer, op. cit. p. 154-155, p. 179* 参照

然るに今此方面から之を觀ると、此會議の組織には恐らく三個の特徴があると云へるであらう。即ち第一は委員會制度即ちソヴェエツト組織を採用して居る點である。第二は資本家及労働者の團體のみでなく、生産に關係ある他の範圍の代表者をも加へた點である。第三は總ての重要な職業的團體から其經濟的及社會的重要に比例して其代表者を出すこととした點である。²²⁾

第一に憲法は此會議の組織として委員會制度を採用して居るのである。即ち各種の企業毎に其工場に於て企業労働者委員會を組織すると共に、各地方に於ても、一定の經濟區域毎に、各種の企業團體より選まるゝ委員を以つて地方労働者委員會を構成し、更に此等の各地方の労働者委員會を基礎として國労働者委員會を構成せしめるのであり、同様の方法に従つて選まれた資本家委員及其他の委員と共に國經濟委員會を組織せしめる主義を採用して居るのであつて、明かにそれは露西亞のソヴェエツト組織の影響を受けたものである。

此事は此憲法制定當時の事情に遡つて考察すれば明瞭に理解せられる所である。即ち當時の獨逸に於ては其共產黨及獨立社會黨は明かに露西亞の例に倣ひ、總ての政治上及び經濟上の權力を労働者の委員會の手に委ね、無産者獨裁政治を行はんと欲したものであつて、其案(Daunig案)に依れば、右の目的を達せんが爲めに二個の委員會が設けられるのである。即ち一は労働者委員會であつて、政治的作用を營むものであり、他は企業委員會(Betriebsräte)であつて、それが經

濟的作用、營理に従事するのであるが、何れも露西亞に於けるソヴィエツト組織と同様の階段的委員會制度を採用すべきものとせられたのである。例へば各町村に於ては労働者、農民、其他被傭人各千人に對し一名の割合を以つて労働者委員を選むのであるが、其中から次には郡労働者委員 (Kreisbeiräte) を選ひ、郡労働者委員の中から更に地方労働者委員を選ぶのであり、同様に州労働者委員、中央労働者委員を選むものとして居るのである。企業委員會に就ても大體同様である。²³⁾

此主張は非民主的であるとして排斥せられたのであつたが社會民主黨の左翼の一部も亦單に從來各國に設置せられたる如き議會制度を採用するを以て満足せず、少くとも政治議院と相並んでソヴィエツト組織を採る労働議院 (Kammer der Arbeit) を設くべきものであると主張したのであつて、此案 (Cohen-Kaisers案) に依れば、右に掲げたる略は同様の組織に依つて一方に於ては労働者委員を作り、之をして從來専ら労働組合に依つて擁護せられ居たる労働者の利益を代表せしむると共に、他の一方に於ては生産の管理をなすがために生産委員會 (Produktionsräte) を組織するのである。而して此生産委員會に於ては單に労働者側の委員のみでなく、資本家側からも同数の委員が之に加はり、勞資の双方が全く同等の關係に於て生産の管理に従事するのであるが、その組織としては各種の企業毎に各町村に就て同種の企業の生産委員會を作り、其區域に於

23) Brunet, op. cit. p. 100 et seq.; P. Gentizon, L'Allemagne en République, p. 73 等參照

24) 1918年十一月九日の獨立社會黨に對する社會民主黨の答書第二條 (Finer, op. cit p. 74 note 1.) 參照

ける其企業の管理をなすと共に、此等の委員中より地方的生産委員を選んで此企業の地方的生産の管理をなさしめ、更に其中より順次州及國生産委員を選出して、それ／＼州及國全體に亘る其企業の管理をなすのである。併し更に他方では各町村毎に其町村に於ける各種の企業の生産委員會から選出した委員を以つて町村勞働委員會を作るのであつて、此委員會が其町村に於ける各種の生産に就て關與するのであり、同様に各地方、各州及國に就ても、それ／＼其區域に於ける各種の生産委員會より選出した委員を以つて其勞働委員會を組織し、其區域に於ける各種の生産の關係を定めるのである。而して國に於ては此勞働委員會が政治的議院に對立し、即ち勞働院として全國的生産の管理に當るやうにしやうと云ふのである。

此案は之を既に掲げた獨立社會黨の提案と比較すれば委員會制度をとつたと云ふ點は共通であるが、其生産委員會、勞働委員會に於ては勞資の双方から同数の委員が選出せられ、同等の地位に於て生産の管理に従事するのであるから、所謂無産者獨裁制はないのであつて、此點で兩者は根本的に異なるのである。併し此案に對しては同等の權限を有する二院を對立せしめると云ふ點に重大なる缺陷があることが直に指摘せられたのであつて、此案も亦採用せられなかつたのである。

併し乍ら革命後の舞臺は急速に轉換して行つたのである。殊に露西亞からの影響を受けてソヴ

25) Brunct. op. cit. p. 104 et seq.; Gentizon, op. cit. p. 73 et seq. 等參照

26) Finer, p. 88

イネット組織を採用せしめやうとする傾向が日一日強くなつて行つたのであつて、政府は一九一九年二月労働者の最後通牒に接して一旦宣言した所を翻し、委員會制度を採用することを斷言して仕舞つたのである。現行憲法第六十五條は實に此形勢の下に國民議會の憲法草案第十五號として提出せられたものであつて、本來は憲法草案第三號第三十四條に附加するものとして考へられた所であり²⁷⁾それが後に第六十五條として獨立したものである。故にそれはプロイス教授の作製したる原案には全く存在しなかつたものである。

第六十五條の規定は右に謂ふが如き關係から制定せられたのである。従つて其會議の組織としては勞資の平等を前提とする一種のソヴィエツト組織が採用せられたのである。故にハツチエツクの如きは、露西亞流の委員會制度が敵對的階級闘争組織であるに對して、獨逸に於ける此制度は之を協調的階級闘争組織 (die Organisation des gemeinschaftsverbindenden Klassenkampf) と稱し得ると謂つて居る。²⁸⁾

併し實際に此規定に従つてソヴィエツト組織の下に下から上へ順次委員を選び行つて國經濟委員會を組織することは實は容易ではなかつた。憲法は各經濟區域毎に地方的労働者委員會を作することを要求して居るけれども、其地方的經濟區域は明白に示されて居ない。加之更に憲法は既に謂つたやうに企業者及労働者だけではなく、其他の關係ある部分からも其代表者を參加せしむ

27) Finer, p. 89; Triepel, Quellensammlung zum deutschen Reichsstaatsrecht, S. 22 參照

28) Hatschek, a. a. O. S. 130

ることを要求して居るのであり、且總ての職業的團體が其經濟的及社會的重要に應じて代表せられることを要求して居るのであるが、此等の各種の團體に就き其重要さに比例して委員を選出せしむることは一層容易ではなかつた。

然るに當時の獨逸は戰後の經濟的混亂に際し、實際、統一的に組織的に生産を管理すべき緊急の必要に迫られて居たのであつて、此種の要求は日々に各方面に強くなつて行つたのである。従つて既に一九一九年五月に——即ち未だ憲法草案の審議中である——此種の目的のために各省の官吏に依つて經濟委員會が組織せられ、財政及經濟の管理に與つたのであつたが、一層廣き部分より選ばれた委員に依つて構成せられる委員會に依つて一層強く全國的に此種の管理を行ふ必要が頻に要求せられた結果、一九一九年九月には經濟省に屬する經濟委員會として、製造工業（資二勞二）、手工業（勞資各二）、商業（資四勞二）、農業（勞資各三）、消費者（町村代表一消費組合一）、鑛業（勞資各一）等各方面より合計二十二名の委員を選んで之に任じ、其管理に當らしめたのである。此會議の效果は各方面に於て認められたのであつたが、其弱點は純然たる諮問機關であつて、全く發案權を有たない點にあつた。併も右に謂ふが如く正式の國經濟委員會は憲法に従つて短日月の間に其構成を定めることは殆んど不可能に類したのであるから、茲に大體憲法の規定する主旨に従ひ、臨時國經濟委員會を設置することゝし、遂に戰後の經過的狀況に應ずるため

に發せられて居た一九一九年四月十七日の法律に基き、一九二〇年五月四日の命令に依つて臨時國經濟委員會を置いたのである。²⁹⁾ 從來國經濟委員會として行動し來つたのは此臨時國經濟委員會に外ならないのである。

此臨時國經濟委員會は従つて憲法の要求するが如き構成は採つて居らない。即ち種々の問題があつたが結局、下から上にソヴィエツト組織を以つて委員を選出して行く代りに、中央の一般的な組合から直に委員を選出することを原則とし、たゞ是れに例外的に多少地方的利益代表の意味を加味するに止めたのである。故に憲法の要求する第一の特徴である其ソヴィエツト組織はかくして未だ行はれて居ないのである。

併し此組織に當つても政府はなるべく憲法の要求する所に従つて之を構成する方針を採つたことは謂ふ迄もない。従つて第二の要求に従ひ、即ち企業者及勞働者の双方の委員を同等に之に參加せしめるのみでなく、更に他の關係の人々をも之に加へることゝしたのであるが、此點に就ても種々の問題が起つた。例へば勞資の双方に同数の委員を選出せしめると云ふに就ても、勞働者側の一部からは勞働者は其數が多數であり、資本家は其數が少數であるから、其双方から同數を選出することは却つて不公平である。宜しく勞働者側から多數を選出しなければならぬと主張せられた。或は一派から農民並に手工業者等に就ては勞資の區別は明白ではないのであるから、か

29) Triepel, a. a. O. S. 37; S. 124. 尙憲法第七十八條第一百二十九條參照

る區別は無意味であるとせられた。

勞資の代表者以外に他の關係の者を加へると云ふに就ても種々の問題が起つたのであるが、殊に消費者の代表者を加へると云ふことに就ては多くの方面から反對せられた。例へば人民黨からは經濟委員會は生産の増加を目的として設置せられるものであるから其必要がないと主張せられた。經濟議院設置に賛成である人々も單に勞資双方の委員に依つて構成すべきものであつて、消費者を加へるべきでないと主張した。或は或る物價の生産者は同時に他の物資の消費者であるから、其相互の牽制に依つて自ら消費者保護の目的を達する筈であつて、特に代表者を加へる必要はないと主張せられた。或は勞働者側からは消費者の代表者の加入は勞資間の地位の同等を破壊し、又各種の團體間の數の關係に困難なる問題を發生するとして反對せられた。併し之を社會主義的見地から云へば消費者の弱き地位を保護するために當然適當の方法が講せられなければならぬ筈であるし、勿論右の説の中にも觀らるゝやうに或る物の生産者は同時に消費者であるが、かゝる中間的消費者の外に終局的消費者がある譯であつて、此等の人々の利益は右の如き中間的消費者に依つては必ずしも代表されないものである。加之、例へば炭鑛業者の場合の如く勞資間に其販賣價格に就き完全なる意思の疏通のある場合には消費者が其犠牲となることは謂ふ迄もないのであるから、此意味に於ても亦其代表者を加へる必要があるとせられたのであつて、結局此等

の理由に依つて、全體に對し、約一割の消費者の代表者及び官吏自由職業業者の代表者等が加へられた。

此消費者の代表者が此委員會に於て勞資の鬭争に當つて屢々其調停者として行動し、或はキャスティングヴォートを有することになつたことは當然である。従つてかゝる委員を加へたことの得失に就ては人に依つて大いに其見解を異にして居るのであつて、興味ある一の研究問題に屬するのである。^{c.30)}

併し此等の關係よりも一層困難なる問題は法の第三の要求である各種の團體の間に其經濟上及社會上の重要さに比例して代表者を分配しなければならぬと云ふ問題であつた。蓋しかゝる重要は何に依つて決するか、其標準は頗る漠然として居るからである。政府は此決定を主として三個の標準に基いて爲したやうである。即ち第一は各種の職業に屬する人口の割合である。第二は各種の職業が國の生産總額の幾割宛を占めて居るかの考察である。第三は職業組合の力である。此問題の決定方法としては恐らく此等の標準に依るより外はなかつたであらう。

併し決定は實に容易ではなかつた。政府は最初八十名乃至百名の委員會にするつもりであつたが、各方面の要求を満足せしめるためには到底不十分であつて、十一月の案では一六〇名に増加せられた。十二月四日の案では二百名に増加せられた。此數は其最大限であると考えられたが、

30) Finer, p. 164 et seq 參照

尙各派を満足せしめることは出来なかつたのであつて、遂に一九二〇年四月の確定案では三二六名になつたのである。而して此委員は各部分に對し次の如くに分配せられた。

團體別	委員數	%	十二月案の委員數	%
一、農業及林業	六八	二〇・八六	四六	二三
二、園藝及漁業	六	一・八四		
三、大工業	六八	二〇・八六	四六	二三
四、商業銀行保險	四四	一三・四九	三〇	一五
五、運輸其他公共的企業	三四	一〇・四三	一四	七
六、手工業者	三六	一一・〇四	一〇	五
七、消費者	三〇	九・二〇	二〇	一〇
八、官吏及自由職業	一六	四・九〇	一二	六
九、聯邦參議院の任命委員	一二	三・六九	一〇	五
十、政府任命委員	一二	三・六九	一二	六
合 計	三二六	一〇〇	二〇〇	一〇〇

獨逸國經濟委員會は右の如くに構成せられることになつたのである。其尨大なる組織は從來の政治的議會に對し經濟院として對照されるに充分である。又其構成は一國に於ける各種の社會的經濟的部分の略ば正確なる縮圖である。此意味に於て亦此會議は一の歴史的な意味を有する會合であるとなさざるを得ない。併し此會議は既に謂ふ如く政治院に對する經濟院として議會の一部を作るものではない。其主たる任務は政府及議會に對する advice であつて、decision ではない。従つて主としてなす所は論議ではなくて、調査研究或は成案の構成であり、其所に此の機關の存

31) 尙各種の職業に就て其委員を各團體からいかなる割合に於て選出するか、及び其選出方法に就ては一九二〇年五月四日臨時國經濟委員會令參照

在の意義が存するのである。然るに此見地に於て之を考へればかゝる多數の成員を有する會議が全體として行動することは明かに不適當であるとなさざるを得ぬ。従つて此等の議員は傭主、労働者及其他(第七類乃至第十類)の三部に分けられたのであつて、委員會及總會に於ける會議の進行は此等の部を基礎として行はれるのである。又議長一人、副議長二名を選んだのであるが、それは此各部より各一名を選び、一定の間毎に交互に議長副議長として行動したのである。加之、各種の問題に就ては専門の委員會(各部からの混合委員會)に依つて攻究討議する方が適當であるから、更に之を多くの委員會に分つたのであつて、其委員會の構成は次の如くである。

- 一、經濟政策委員三〇名
- 二、社會政策委員三〇名
- 三、労働者委員會委員六名
- 四、輸出管理委員二一名
- 五、輸出稅委員六名
- 六、商業政策委員二一名
- 七、農業食料小委員一八名
- 八、石炭委員二一名
- 九、工業信用委員二四名
- 十、木材及森林經濟小委員一五名
- 十一、智能的労働の經濟的保護委員一五名
- 十二、社會化小委員一五名
- 十三、社會政策經濟政策聯合小委員一八名
- 十四、憲法委員三〇名
- 十五、酒造法改正小委員四名
- 十六、財政々策委員三〇名
- 十七、稅制管理委員九名
- 十八、運輸委員二四名
- 十九、給水委員二四名
- 二十、孤民住宅及農村移民小委員六名
- 廿一、職業的訓練に關する委員二一名
- 廿二、對外賠償委員六名

此等の小委員會の構成は此會議がいかなる問題を取扱つて居るかを自ら示すであらうと思ふのである。而して現在此會議は從來主として此等の委員會に於て其仕事をして來たのであつて、本會議として行動したる場合は寧ろ比較的僅少であることは既に述べた如くである。

余は此獨逸國經濟委員會が其憲法の要求するが如くに正式に組織せられた後いかに發展するかを多大の興味を以つて觀察して居る。

32) 此委員會こそ憲法の要求する正式の國經濟委員會の構成案の審議を委託せられたものであるが、余は残念乍ら此正式の國經濟委員會の組織に就ては今の所何等知る所がないのである。